

## 八幡平市市営建設工事等に係る入札結果等公表要領

平成26年5月27日 市長決裁

最終改正 令和5年4月10日 市長決裁

(趣旨)

第1 この要領は、市が発注する建設工事、建設関連業務委託及び物品の買入れ等（以下「工事等」という。）に係る入札結果又は見積結果の公表について、必要な事項を定めるものとする。

(公表対象)

第2 公表の対象となる工事等は次のとおりとする。

- (1) 建設工事又は製造の請負のうち、予定価格が130万円（消費税額及び地方消費税額(以下「税」という。)を含む。)を超えるもの。
- (2) 建設関連業務委託のうち、予定価格が50万円（税を含む。）を超えるもの。
- (3) 物品の買入れ等のうち、次に定めるもの。
  - ア 物品の買入れのうち、予定価格が80万円（税を含む。）を超えるもの。
  - イ 物品の借入れのうち、予定価格が40万円（税を含む。）を超えるもの。
  - ウ 物品の売払いのうち、予定価格が30万円（税を含む。）を超えるもの。
  - エ 上に掲げるもの以外のもののうち、予定価格が50万円（税を含む。）を超えるもの。
- (4) 単価契約する場合において、予定単価に予定数量を乗じて得た金額が前号の額を超えるもの。

(公表事項)

第3 公表する事項は次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札又は指名競争入札に付した場合
  - ア 入札執行日
  - イ 件名
  - ウ 入札参加者
  - エ 落札者名
  - オ 落札金額
  - カ 入札者の各回の入札金額
  - キ 予定価格（税を除いたもの。）
  - ク 最低制限価格（税を除いたもの。）（最低制限価格を設定した場合）
- (2) 随意契約によることとした場合
  - ア 見積開封日
  - イ 件名
  - ウ 見積徴収者名
  - エ 決定者名

オ 決定金額

カ 見積者の各回の見積金額

キ 予定価格（税を除いたもの。）

（公表時期）

第4 公表時期は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札又は指名競争入札によるものは、契約締結後7日以内に公表する。
- (2) 随意契約によるものは、契約締結した日の翌月に公表する。

（公表方法）

第5 公表の方法は、市のホームページに掲載することにより行う。

（公表期間）

第6 公表の期間は、契約を締結した日の属する年度の翌年度の末日までとする。

（補則）

第7 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成26年5月27日から施行し、平成26年4月1日以降になされた契約から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月10日から施行し、令和5年4月1日以降になされた契約から適用する。